

教育的監督の下に置かれ、此間林間學校に於て第一朝食、午食、及び添食^{おやつ}を給せり。保護料として全開設期間五拾麻、一週に付き拾麻、三日に付き六麻を要し、而して日曜日には此移住所を開かざりしと言ふ。

【第四】 露國ヤルタに於ける兒童夏期轉地療養所

千九百十二年七月露國結核豫防同盟會ヤルタ支部管理の下に、同市貧民兒童に對する森林轉地療養所、或は保養所を開設し、之を兒童夏期轉地療養所と稱せり、其事業の概況は萬國結核協會機關雜誌「結核」第十二卷四號にヤルタ在住のドクトル、エフ、ウエーベルが記述せる所あり。

吾療養地は郊外に位し、溫暖の氣候を備へ、南方には生活狀態に恐慌を來せる貧困なる職人と勞働者が移住せる所ありて、之が窘迫困窮名狀すべからず、されば其地に生ひ立てるものの多くは結核病芽を包蔵すと云ふも過言にあらず。即ちヤルタ支部は茲に見る所あり、其財力微弱なるに拘らず之を敢行し、兩親と共に五乃至八名も一室に閉ち籠れる所の貧民兒童を收容の爲め保養所を開設することとなれり。其地の綠野に周繞されたる小森の中には、主婦の居宅と庖厨用の小舎を建て、市役所の設けたる廣大なる天幕は此夏期轉地療養所に收容せる病める親を有する五十名の貧民兒童を教育し且つ休養せしむる場所に充てられたり。是等の兒童は傭入れたる乗合車にて遠隔地より送り來られ、良く行届ける看護の下に終日暮し、加之す保姆又は教師より一日中に遊戲及び手工を教へられ、而して夕方

に至れば再び車にて兩親の家に送還したり。されど十五名の兒童は家族并に住居關係の甚だ慘ましきものありしにより、天幕中に宿泊せしむることとし、其者には「乾草入臥褥」^{ドライグ래스ベッド}フランネルの寢衣等をも給せり、此保養所に入所を申込み來るものは非常に多くして、僅かに其希望の小部分を充たし得るに過ぎざりき。されば家庭の活計比較的餘裕ある兒童は之を伴ひて、ドクトル、フリンネルスタイン及びラビツス氏の海水浴并に日光療法を目的とする海濱保養所に送りしに、其所にては非常なる好意を以て同盟會の爲めに二十個の無料席を與へられたり。斯かる方法により吾ヤルタ市中百名の最も貧しき兒童に溫和の氣候を充分に賞玩せしめ、健康の回復を圖り得たるは、之れ實に人類累代の大敵に對する戰闘に際し最も威力ある武器たりしは疑ふべからず。

【第五】 學校療養所

瑞西國に於ける「レイニツシユ、エコーレー」療養所の形式に則り、諸外國にても學校保養所^{シユールザナトリウム}を創設し、此所に於て罹病兒童に醫治を加へつゝあり、而して其際彼等は修學を續行するも學年末の試験は免除さるゝを常とす。瑞西には現に二十、獨逸國には三十三、英國には四十一ヶ所の學校保養所あり又埃國にては最近之が創立組織始てなり、洪牙利國に在りてはヨセフ大公療養所協會にて該事務を取扱へるが、本年の秋期を期しタートラハーズに第一の洪牙利學校保養所を開設せんとする運びに至れりといふ。

【第六】 獨逸海濱兒童療養所協會事業概要

獨逸海濱兒童療養所協會 Der Verein für Kinderheilstätten an den deutschen Seeküsten 第三十四回總會は伯林の文部省小會議室にて本年（一九一四年）四月に開會され、前年度中に於ける四個所の協會病院の業務報告をなせり。即ち其四個所とはノールデルネイ及びウヰンク、アウフ、フオエールに在る「フリードリッヒ」皇后海濱院、並にグロース、ミュリッツ及びダンチツヒのツオポットに在る「フリードリッヒ、フランツ」海濱院之なり。而してノールデルネイに於ては一千五百十七名、ウヰンクは九百〇七名、グロース、ミュリッツ四百三十八名、ツオポットに於ては三百〇六名の兒童に保護を加へたり。其多數の兒童は普通院内治療持續期間は六週間なれど、中には非常に永くして治療持續期間一ケ年或は夫れ以上に及びしものもありき。協會々頭たる樞密醫事顧問官エワルド博士が醫務成績に就て報告したる所によれば一般虛弱者、貧血、佝僂病、腺病質及び其類似状態なる四大病類のものが最も屢治療を乞へり、此所に於ては唯に治療に赴きしのみならず、夫等の人々は多くは體重増加を來し、且つ海氣及び海水浴の効果により、將來に於ける結核罹病の危險を豫防せしめ得たりと言へり。又協會會計課長たる樞密商業會議所議員ドクトル、オツペンハイム氏が金庫の現況に付き述べし所によれば、前年度に於ける協會の收支決算は壹百七拾貳萬九千三百七十九兩貳拾九片なりき。資産の中には不動産壹百叁拾叁萬叁千五百兩、什器、備品類八萬七千兩、金庫在高六萬叁千兩、有價證券高四

拾四萬叁千兩にして、負債の部は土地購入資金壹百拾壹萬七千五百兩、抵當債權五萬兩、恩給資金六萬七千兩を示し、受入の部は前年度に於て四拾六萬七千五百兩、支出は四拾六萬六千九百兩なり。受入の中には補助金並に寄附金貳萬八千兩、利子壹萬五千四百兩、各個海濱院に於ける保護料收入叁拾七萬七千兩、支出中の重なるものは海濱院への交附金高四拾萬貳千兩なりしと云ふ。是等を以て見るも獨逸海濱兒童療養所協會の事業が如何に大規模にして、同國が直接、間接に結核豫防の爲め如何に努力しつゝありやの一端を窺ふに難からざるべし。

【第七】 獨逸海濱兒童療養所協會第三十二年報

（其一） ノールデルネイに於ける「フリードリッヒ」皇后海濱院

一千九百十三年中には七百五十五名の男童、六百七十九名の女兒及び五十二名の寄宿女兒、合計一千四百八十六名の保護兒に醫療を加へ、其中六百四十五名は六週間以上に及べり。被保護兒の病類を舉ぐれば貧血四百九十九名、貧血に神經質を合併せるもの六十三名、腺病質五百〇七名、慢性肺加答兒三名、肺炎加答兒百〇一名、慢性氣管支加答兒七十一名、喘息八十四名、關節及骨の慢性炎症二名、狼瘡一名、腹膜結核四名、以上の中四百五十八名の兒童（三〇・八％）は治癒、六百四十四名（四三・三％）は輕快、百四十八名（一〇・〇％）は輕快を見ずして退院せり。體重は六百十七名の男童、五百十一名の女兒並に四十三名の寄宿女兒に於ては増加し、就中一名の男童の如きは約一二・五幾瓦の増量を示せ

り。男童、女兒の各三名及び二名の寄宿女兒に在りては體重不變に止まり、二十九名の男童、三十七名の女兒及び九名の寄宿女兒にては反つて減少せり。通計二千四百九十名には冷浴、一萬九千九百四十八名には溫海水浴をなさしめたり、傳染病即ちデフテリー、猩紅熱、麻疹及耳下腺炎は此年に於ては頗る頻繁に發生せり。

(其二) ウ井ーク、アウフ、フェール療養所

一千九百十三年には四百七十八名の男童と四百二十九名の女兒、合計九百〇七名の兒童に醫療を加へたり、其中二百十四名は六週間以上に及べり。退院に際しての成績は五百八十六名の兒童(六四・六%)は治癒、三百十三名(三四・五%)は輕快、唯僅かに八名(〇・九%)のみは著しき輕快を見ざりき。兒童の多數は貧血、腺病質或は呼吸器の疾患にて此の海濱院に送致されたり。男童並に女兒に於ける最高體重増加は九・五幾瓦に達せり。一千〇八十一名には冷浴、一萬四十六名には溫海水浴をなさしめたり、傳染病は報告年度中には僅かに散發せるに過ぎざりき。

(其三) グロース、ミュリッツ「フリードリツヒ、フランツ」海濱院

一千九百十三年の夏期には合計四百三十八名の兒童、即ち百八十三名の男童と二百五十五名の女兒に保護を加へたり、滯留期間は其多くは(四百二十四名)六週間以上に及び、全兒童中の大部分は貧血、腺病質及び氣道の加答兒に罹れるものにて、其中三千七百十八名には溫海水浴、二千二百八十二名に

は冷海水浴をとらしめたり。體重増加は百八十名の男童及び二百四十五名の女兒に於て之を徴し特に二名の女兒にては七・〇幾瓦に達せり、傳染病としては遷延せるデフテリーの流行を認めたり。

(其四) ダンチツヒに於けるツオポット療養所

一千九百十三年度に於ては收容兒童の總數は三百〇六名なりしも、其中には治療に適せずして家庭に送還の已むなきもの多數ありき。滯留せる二百七十名の兒童の病類別は貧血百〇九名、貧血に神經質を兼ねたるもの八名、腺病質六十八名、結核性骨及び關節炎十六、結核性肺加答兒十、佝僂病性脊椎彎曲症及び佝僂病爾他の結果八名、氣管支加答兒九名、上氣道の加答兒十三名、一般體質虛弱十八名なり。就中百三十五名(五〇%)の兒童は治癒或は著しき輕快したるもの、百十七名(三三・三%)輕快、十八名(六・七%)は非輕快者として退所せしめたり。一千四百六十二名には冷浴、其他三千百〇三名には溫浴をなさしめ、二百四十八名の兒童は體重増加(最高九・〇幾瓦)を徴せり、又此の療養所中には長引けるデフテリーの流行を來し治療は頗る困難を極めたり。

吾人は以上の報告を通覽して、獨逸國に於ける海濱院には如何なる種類の兒童患者が入院し來り、又夫等の治療成績は如何なるものかを窺はれ、將來我邦に於て斯かる施設をなさんとするに際し、好參考資料の一たるべきを信するものなり。

【第八】

伯林市立肺結核及恢復期患者轉地保養所の成績

此報告は伯林市役所が一千九百十一年會計年度により調査發表したるものなるが故に一千九百十一
—二の兩年に跨れる一ヶ年間の成績なり。

(其一) ブランゲンブルヒ轉地保養所

ブランゲンブルヒ轉地保養所には五十二床を有し報告年度中には二百二十三名の義務教育年齢の女兒
と初期の包鎖性肺結核に罹れる百十一名の成人女子を收容し、其他十九名の産褥婦を十七名の哺乳兒
と共に保護せり。

女兒は平均三十九、八日保養所に止まり、而して體重は平均二・一八幾瓦増加せり、滯留期間は其九十
四名は四週間、爾他のものは十二週以内なりき、是等の病症を分類すれば貧血五十名、菌を證明せざ
る肺炎加答兒六十二名、氣管支炎十八名、腺病質六十四名にして、女兒の殆んど三分の一は一乃至數
回海濱或は野外休暇移住所に送られしことあるものなりき。

同保養所にて保護を與へし初期包鎖性結核を有する百十一名の成人女子は其年齡十五歲乃至五十六歲
のものにして、其中六名は既に一週間にして退所し、其他は平均三十三日保養所に止まり、體重増加
は平均三七・五幾瓦なりき。

産褥婦にては平均滯留期間二十九、八日にして、體重増加は平均三・六幾瓦なりしと云ふ。

(其二) ウプスタル轉地保養所

ウプスタル轉地保養所には九十五床を備へ報告年度中には九百五名の成人女子と、十二乃至十四歳の
少女五十一名を保護せり。九百五名の成人女子に付き病症を別てば貧血二百十九名、萎黃病八十四名
神經衰弱百二十六名、氣管支炎二十五名、肺炎二十二名、肋膜炎十九名、關節「ロイマチス」二十九名
心臟病三十二名、胃潰瘍二十四名等なり、治療期間は平均二十九、五日にして、體重増加平均は三・一
幾瓦なりき、五十一名の少女中にては貧血及び腺病質各十三名、菌を證明せざる肺炎加答兒十名、心
臟病七名にして、平均二十九、九日間保養所に止まり、而して體重は平均二・三幾瓦増加せり。

(其三) ハイネルスドルフ轉地保養所

ハイネルスドルフ轉地保養所には七十二床(男童に對し三十九床、女兒に對し三十三床)の設あり。
報告年度中には四百八十二名の男童と二百〇七名の女兒(兩者共に義務教育期間に在るもの)を保護
し、四百五十四名の男童及び百八十六名の女兒合計六百四十名の兒童は退所せしむるを得たり。
轉地保養所に於ける兒童の平均滯留期間は二十四日にして、六百四十名の保護を加へたるもの、中五
百八十七名は退所の際快癒せるものにして、五十三名(八・三%)は輕快だにせざるものなり、就中二
十名は急性傳染病の爲めに其治療を中絶せざるべからざるに至れり、平均體重増加は男童にては一・六
女兒に在りては一・五幾瓦なりき。

(其四) ブランケンフェルド胸部病婦轉地保養所

ブランケンフェルド胸部病婦轉地保養所には七十八床を有す、而して報告年度に於ては十四乃至六十歳までの病婦五百十七名を收容せり、此報告年度中に收容者中の四百四十七名をば退所せしむるを得、其他六十五名の前年より繰越に收容せる患者ありしが故に合計五百十二名となれり。八十八名の被保護婦は既に十四日以内に轉地保養所を去れり、其他の四百八十四名中三百十八名は第一期結核に罹りて四百七名の被保護婦は快癒し、七十七名(一五・九%)は輕快せずして退所せり、療養期間は平均四十八、一日、體重増加は平均四・六幾瓦なりき。

(其五) 市立マルコウ轉地保養所

市立マルコウ胸部病婦及び女兒轉地保養所には百四床の設あり、報告年度には十四乃至六十八歳までの成人女子患者七百十五名及び五乃至十四歳までの女兒九十名を保護し或は之を退所せしめたり。七百十五名の成人女子患者中五十四名は最初の十四日以内に同所を退き就中十二名は醫師の命令を以て病院に送れるものなり。其他の六百六十一名中第一期結核に罹れるもの三百八十五名、第二期百十三名、第三期四十四名、慢性氣管支加答兒、喘息肺氣腫十九名なりし。滯留期間は平均四十三、七日、體重増加は平均四・四幾瓦を示し、退所に際し六百九名の被保護婦は快癒し、五十二名(七・九%)は輕快せざるまゝなりき。

九十名の女兒中十七名は前年より繰越せるものにて五名は最初の十四日以内に退所し、其他の八十五名中二十八名は腺病質、三十名は肺炎加答兒、肺浸潤及び開口性肺結核十一名、氣管支炎十六名なり、七十九名の兒童は快癒、六名(七・一%)は輕快せずして止まり、滯留期間平均五十一、二日、體重増加平均二・七幾瓦、尙ほ其四十四名は既に曾て療養を行へるものなりき。

(其六) ギュツテルゴツツ轉地保養所

同所には九十八床を備へ報告年度中には九百三十名の恢復期患者及び百三十六名の肺患者合計一千六十六名の男子被保護者を收容せり、其平均體重増加は四・八幾瓦(肺患者にては特に五・一幾瓦)保養所滯留期間は恢復患者にては平均二十三日、肺患者にては十六日なりき。

九百三十名の恢復患者中二百五十三名は既に曾て轉地保養所、肺療養所、林間保養所等に在りしものなり。八百八十三名は快癒の上退所し、四十七名(中一名は死亡)或は五・一%は輕快せずして退所せしめたり。

百三十六名の肺患者中百八名は第一期の包鎖性結核、其他五名は肋膜炎、十二名は慢性氣管支加答兒肺氣腫、喘息等なり、其百二十八名は快癒退所、八名(五・九%)は輕快せざるまゝなり。

(其七) ブーフ胸部患者轉地保養所

同所には百五十床を有し報告年度に於ては一千四十九名の男子患者に保護を加へたり此中の四十九名

は既に十四日以内に治療より遠かれりと雖も、其他一千名は平均四十二日保養所に止まり、且つ平均四・六幾瓦の體重増加を見たり。被保護者中の四百四十名は第一期肺結核、二百十二名は第二期、二百四十九名は第三期、其他八名は肋膜炎、而て九十一名は氣管支炎、肺氣腫、喘息なりき、結核菌は四百九十八例にては之を證明せり。一千名の被保護者中二百十九名は既に曾て療養所、轉地保養所、保養院等に於て治療を受けたるものなりしが、八百八十七名は輕快、百十三名(一一・三%)は輕快せずして退所せしめたりと云ふ。

以上七ヶ所に於ける成績を通覽するに、轉地保養所に收容したる患者の殆んど絶對的多數は著しく輕快すること及び體重の増加も亦驚くべきものあるを知らる、之れに由つて考ふれば斯かる機關は我邦の大都市に於ても亦頗る必要なりとす。此點に於て上來紹介せる統計は參考の一端に供せらるべきを信ず。

【第九】

獨逸結核豫防中央委員會の狼瘡豫防成績

獨逸結核豫防中央委員會にては一千九百〇八年以降、狼瘡の豫防をも同會の事業領域に加ふるに至り、此問題の解決に向つて特別委員會を設くるに至れり。

此委員會の主要任務は可及的多數の貧困なる狼瘡患者(治癒或は輕快の望あるもの)を招致し、又は德義上或は法律上の義務ある監督者救助の下に狼瘡治療院に來りて受療すべきを勸説するに在り。同

委員會の狼瘡治療院としては大學皮膚科教室、光線療院、大病院の皮膚科部及び私立皮膚科院等の多數を指定され、一千九百〇九年中勸誘に應じ委員會へ治療の爲めに來りしものは十名にして、此目的に對し委員會は貳千貳百九拾七麻五拾片を費せり。一千九百十一年度の數は既に百五拾七名、一千九百十三年度には參百五拾名、之に消費せる金額は一千九百十一年には壹萬參千九百五拾九麻五拾四片、一千九百十三年には壹萬八千九百九拾九麻七十六片なりき。斯くて最近迄に狼瘡委員會にて取扱へる治療例は九百三十二件に達し、委員會より支出せる總費用は合計六萬五千麻、同期間に他方面より五萬麻以上を支出せしめ得たり、此の過去五箇年間に委員會の治療を受け治癒或は輕快せる狼瘡患者數は七百十一名を算すと云ふ。

結核と社會問題終

附 錄

【第一】 結核豫防に關する意見

本篇は大正三年五月小橋内務省衛生局長が結核豫防に關する意見として發表されしものにして、實に我衛生當局者の對結核方針を明かにせるものと謂つべし、茲に之を掲ぐるを得たるは著者の最も光榮とする所なり。(著者)

結核豫防撲滅に關する事業は今や公私各種の團體に依りて開始せられんとしつゝあり加ふるに國民を代表する選良其他の有力者亦此方面に對して多大の注意を拂ふに至りしは邦家の爲め最も欣幸とする所なり然れども此氣運を善導して能く相互の聯絡を保つにあらざれば徒らに勞して其効果之に伴はず事業或は一頓挫を見ることなしと言ふべからず此故に更に今日に於て慎重考慮を竭くし我國の富力と財政の許す範圍とに於て適當なる針路を定め以て此大事業に向ひ邁進せざるべからず。

結核豫防上如何なる方策を執るべきやは既に定論のあるあり現に歐米に於ては五十年來の研究と種々畫策經營を試みて得たる經驗とに依り結核の豫防には

一、結核に對する智識の普及

二、療養所の設立

三、相談所の設立

の三事を以て最も有力にして適切なる事業たりと認むるに至れり而して之を補助する諸種の施設尙乏

しからずと雖以上の三事にして能く遂行せらるゝに於ては結核の豫防は決して至難のことに非ざるを明にせり唯我國に於て此等の事業を實施するに當ては如何なる手段に依るべきか其財源は如何又何者が之を經營すべきかは最も講究を要する問題たるべしと雖苟も結核豫防の衝に當らんとする者は資力其他の狀況に鑑み各自實行し能ふべき範圍に於て事業を選び以て之に従事するを最も捷徑なりと思ふす若し斯の如くして各分業的に經營し互に協力以て結核豫防に盡す所あんか其効果や期して待つべきなり。

今我國に於て結核豫防に従事せんとする團體又は従事するの義務ありと認むる者に就て項を分ち其爲すべき事業に對する意見を述べんとす。

(一) 國の爲すべき事業

結核撲滅の事業は國民的事業なり隨て民間其他公共團體は此の事業に向て大に努力せざるべからざるは勿論なるも之と共に國も亦進で必要なる所置を講ぜざるべからず今其主要なるものを擧ぐれば左の如し。

(第一) 各種事業の聯絡を保つに努むること

結核豫防事業を各自の爲さんとするが儘に放任せんか時に重複の施設を見ることなしとせず資力豊富ならざる我邦の如きに在ては殊に此點に注意し以て不經濟に亘るが如きことを避けざる可らず故に内

務省に於て是等相互の聯絡と事業の統一を計るは今日に於て最も必要のことなりと信す。

(第二) 地方自治團體を督勵し結核豫防の施設を計畫せしむること

結核療養所及相談所の如きは國に於て直接經營し得ざるに非ずと雖寧ろ地方自治團體の經營に委すべきものなりと思ふす而して國は地方自治團體を督勵して其設立を促し是等の事業に對して相當補助の途を講ずるを要す例へば地方自治團體に於て療養所を開設せんとするに際しては適當の地所を交附し或は永久に無償使用を許すが如き將た設立費及經常費の幾分を補助し或は患者數に應じ相當の金額を下附するが如き是れなり特に結核豫防の事たる都市に於て最も其必要を認むるが故に之に向つては次

項に述ふるが如き特別の處置をなすは策の得たるものならん乎。

(第三) 人口二十萬以上を有する都市に療養所の設立を命ずること

東京、大阪、京都、名古屋、神戸、横濱の六市に療養所の設立を命ずるの法律を設け國庫は其設立費及經常費の二分の一乃至三分の一の補助をなすべし尤も國費多端の際直に六市全部に行はしむるは困難なるべきを以て先づ東京に之を設立せしめ漸次他市に及ぼすものとす療養所の設備は勉めて質素を旨とし出來得る限り費用を節約し可及的多數の患者を收容するに努むべし又近年所々に開催せらるゝ數府縣聯合共進會の如き多くは大都市に開かれ且つ新たに市外地を開拓して其敷地に宛つるを常とするが故に斯かる場合に於ては其土地の廣大なると市外地なるを利用し更に建物たるバラックの一部を

利用改造して結核療養所に充つる如きは亦一の便法ならん乎。

(第四) 強制的疾病保險制度を設くること

結核の豫防撲滅は下級社會に對して最も必要を感ずと雖も勞働能力ある初期患者に對して其稼業を廢せしめ且つ長期に涉りて専心療養せんことを希望するが如き又は長期の療養に資力を消盡したる重症患者に對し自費入院治療を求むるが如きは到底其實行を期し得べからざるなり然れども數萬を以て算する多數患者の療養費を悉く公費を以て支辨せんとするが如きも亦到底之を望み得べきにあらず即ち斯かる場合に於て之が財源を得るの途は唯一の共濟的施設あるのみ是れ一般の疾病に對し保險の必要を認むると共に特に結核に對し其施設の必要を痛切に感ずる所なり現に獨、埃國等に於ける結核豫防事業の大半は疾病保險制度の賜にして英國亦近く同保險制度を施行するに至れり。

然れども此制度を採て直に之を我邦に實行せんとするは固より至難の事情あるべしと雖も結核豫防の經濟的基礎を確立する爲めには獨、英等に於ける疾病保險の如く我國情に適する共濟制度を布くことを緊要なりと考ふ是れ茲に將來の希望として擧ぐる所以なり。

(第五) 結核に關する注意書其他指針等の編纂、配付

是等は各團體に於ても企劃せらるべしと雖も内務省としても亦廣く意見を徴し進んで注意書、指針等を編纂配布し地方官廳に於ては更に地方の狀況に應じ之を斟酌して改版に附し管下一般に配布せしむ

べき必要ありと信ず。

(第六) 歐米各國に於ける對結核策等に付調査すること

結核豫防上參考として諸外國に於ける結核豫防撲滅に關する施設及制度を調査する爲め相當なる吏員を特派し又は萬國結核會議に代表者を派遣して各國の實狀を調査報告せしめ或は各國に於て編纂せる

注意書又は結核に關係ある事業及制度等を翻譯し以て一般の參考に資することも必要なるべし。

(第七) 結核豫防法の改正

現行結核豫防の省令は時勢の進運に應じて之を改正し以て一層有効なるものと爲すの必要あり然れども法は人に依りて始めて活く故に一般國民の智識増進し自から結核の恐るべきを理解するに至らば法も亦隨て精細を加ふるを妨げずと雖も國民にして結核に對する智識を缺き且つ公德心の乏しき時は法規如何に完備するも之が實行困難にして徒に世人の反感を招くに過ぎるべし是れ特に注意すべき點なりと考ふ此故に成るべく實行し得らるる範圍に於て改正するを得策とす。

(二) 地方自治團體に於て爲すべき事業

(第一) 結核療養所の設立

既に述べたる如く療養所の設立は地方自治團體に於て之を經營するを適當とするも場合に依りては地方自治團體に於て創立の費用を負担し其經常費は赤十字社或は濟生會其他之が經營に任じ得る能力あり

りと認定したる結核豫防團體に委託するも可ならん又富豪を勧誘して病室を寄附建造せしめ何々紀念病室の下に之を開かしむる等之に依りて漸次其地に一大結核療養所の完成を得ることも困難ならずと信ず斯の如きは歐洲各國に於ても其事例乏しからざる所にして現時繁盛を極むる歐洲大肺療養所の歴史を尋ねれば上述せるが如き過去を有するもの多し即ち一千九百三年獨逸帝國衛生院編纂の對結核事業一覽を見るにグラボウゼー赤十字社附屬國民治療院の如き或はホーヘンリーヘン兒童結核院の如き又はプロネツク庶民療養所ルツベルツハイン療養所等の如き其初めは極めて小規模なりしも寄附其他に依りて遂に今日の如き收容力の大を致し微々たる「バラック」も今や大建築と化して輪奐の宏壯にして設備の完全せる該地方の誇たるに至れり而かも此間に費せる歳月は長きも十數年短かきは數年に過ぎざるを思はゞ我國に於ても時勢の要求に應じ氣運の嚮ふ所に乘すれば斯の如き發展を見る敢て難きにあらず吾人は切に斯の如き發達を希望するものなり。

(第二) 結核相談所の設立

相談所は早期診斷を行ひ結核患者なるときは之に治療養生法其他周圍に對する傳染豫防の義務を諭示する等患者の相談相手となり或は看護婦をして患家を巡廻せしめ看護消毒等に就て注意を與へ或は醫藥又は滋養品を給し其他一家の危急を救ふ爲め相當の補助をなすにあり此施設は療養所設立に比し比較的輕易なるが故に自治團體等の事業として實行亦頗る容易なり獨逸等に於ては既に都鄙を通じて數

百個所に其設立を見るに至り療養所と相俟て結核豫防上大に有効なることを證明せり如斯は自治團體の施設として適當なるのみならず結核豫防を目的とする私設團體に在ても亦之を行ふを得べし。

(第三) 結核に對する智識の普及を計ること

注意書の配布講演會開催等の外特に有効なるは結核展覽會の開設なりとす近年各地方に於て衛生思想の普及を計る爲め展覽會を開き豫想外の好成績を挙げ得たるもの少からず而して此展覽會に於て特に結核部を設け一般の注意を喚起するは最も有効なりと信ず其資料の如き内務省、學校、病院等の助力を仰ぐに於ては必要なる準備をなし得べし。

(三) 日本赤十字社の爲すべき事業

日本赤十字社は年々貳拾八萬餘圓を結核豫防の爲に支出することに決定したりと云ふ其額未だ多しと云ふを得ずと雖我國に於ける結核豫防の先驅として相當の事業を經營し得べし然るに赤十字社は此資金を各府縣に分配し府縣をして各自適當の方法を立つるに委せるも一府縣の受くる所多きは一萬餘圓少きは千圓にも満たず事業の撰擇上甚だ困窮するものゝ如し勿論赤十字社支部中には相當流用し得べき資金を有するものあるが故に進で之を提供するか或は之を機として相當の寄附等を集むるを得ば或は可ならんも單に此分配のみを以てしては所謂帶に短く襷に長しの感なきに非ず熟々赤十字社の爲すべき事業を考ふるに療養所の設立を置いて他に之れなきが如し其他の小事業に至ては宜しく結核豫防會

の如き他の團體の經營に委ねて足れり此見地よりして是れを觀れば本社自から經營の任に當り適當なる場所を選みて療養所を設立するは最も策の得たるものにして恐く是れ現時に於ける最善の施設ならん乎然れども資金分配は既定の事實となり各支部に於て經營せざる可らざる場合に於ては隣接府縣互に協議して各支部に於て何等かの方法に依て相當の贖金又は地所建物等の寄附を得て徴々たりとも之に依て療養所を設置し以て漸次其發展を期すべし而して其收容すべき患者の種類に付ては最も考究の要ありと信ず聞く所に依れば赤十字社は先づ陸海軍人にして結核の爲に除隊せられしもの及徴兵検査に於て不合格となりしものを收容治療せんとする計劃なりと是れ平時に於ける赤十字の事業としては其働くべき範圍如何にも狹小に失すと言はざるべからず即ち陸海軍人にして結核の爲に除隊せらるゝ者は一ヶ年約一千人を算し徴兵検査の際結核の爲め不合格となる者亦數千人あらんも是等は皆必しも救療を要するものに非ず加之徴兵検査の不合格となりし者の如きは其取扱上一般人民と區別するの必要なきが如し赤十字社が軍人の結核に付て第一に企畫する所あらんとするは社の性質上諒とすべきが故に先づ斯の如き軍人を收容するは不可なしと雖之に次で如何なる種類の人を容るべきやと云ふに我邦の現状より見れば小學校教員の肺結核を治療し之が防遏に努むるは最も其目的に適せるものならんと信ず蓋し教育者の肺結核死亡者數は教育者死亡原因の第一位に在り之を統計に徴するに明治四十年には小學校教員數十二萬二千三十八名中肺結核死亡數は三百五十三名にして即ち小學校教員一萬人に付

二十四人に相當し四十二年には同教員數十四萬四千五百六名中肺結核死亡者は三百七十七名にして教員一萬人に付き二十二名に相當す今患者數を死者の八倍とし算するときは約三千人となるべく尙肺結核ならざる他の病名の下に隠るゝものあると辭職後年を経て死亡するものあるとを考ふるときは實際は更に之よりも多數ならん近く文部省が岡山、福島兩縣下に於て小學校教員の身體検査をなしたる成績に依れば結核患者の數は六・二%を算せり即ち此比率に依て全國教員の結核患者數を推定するときには明治四十四年に於ける小學校教員の總數十五萬二千人に對し其六・二%は則ち九千四百人となるべし此數は臨床上結核の著明なる者にして其潜伏性の者は必ず之に數倍せり現にビルケー氏反應の陽性なりしものは検査人員の六三・九%にして則ち患者數の約十倍に當れり斯の如く多數の危險なる肺結核患者に依りて第二の壯丁第二の國民たるべき兒童が教育されつゝあるを思ひ且つ我邦の結核死亡者が幼壯年期に甚だ多數なるの事實に想到せば赤十字社として極力努むべきは小學校教員の肺結核患者に對する處置を講じ兒童期に於ける結核侵襲の危害を防ぐに在り斯の如きは實に強兵の基礎を築くべき最捷徑たるを疑はず而して之れが具體的施設としには前既に述べたる如く特種の療養所を設くるを以て最善の方法とす若し之を實行すること困難なるときは支部に附屬病院を有する地方に在りては新たに結核室を設け患者を收容隔離するも亦一法なるべしと雖由來病院は重症患者の收容所にして一度之を容れば數十ヶ月同一病床を塞がれ唯其餘命を護るに過ぎること多し斯る重症者にして然も貧窮なる

者の如きは寧ろ市其他府縣又は官立の病院に於て施療すべき性質の者にして早晩斯の如き設備の成るを疑はず故に赤十字社の事業としては寧ろ獨逸に於ける如く成るべく輕症者を容るるを原則とする療養所を設くべきなり又之と同時に赤十字社は其性質上救貧施療を主たる目的とするものに非ざるが故に結核室を開始する場合に際しても純粹の療患者を少くし少額の入院料を徴收するも可なるべく又維持經營の資となし可及的多數患者の收容を謀るを良しとす要するに赤十字社事業としては斯の如き方面に向て努力するを以て策の得たる者となすに非ざる乎。

(四) 結核豫防協會のなすべき事業

結核豫防協會とは既設日本結核豫防協會、大阪結核豫防協會、白十字會等の如きもの及び更に將來設立さるべき此種の結核豫防撲滅事業を目的とする公私團體を指すものなり而して是等の團體は資金豊富ならざるを常とす従つて其働くべき範圍も亦比較的經費を要せざる方面に制限せらるゝは已むを得ざる所なり而して是等の團體の爲すべき事業は結核豫防の輿論を喚起することに努め同時に一般人民に對し結核に關する智識を普及せしむるに主力を注ぐべきものなりと信ず是が手段としては公開演說幻燈會の如き又結核に關する巡回展覽會を開くが如き最も有効なるべく或は新聞雜誌等を利用して絶へず結核に關する記事を掲載せしめ結核豫防撲滅事業の急務たる所以を論じ又通俗的印刷物を配布し

結核の危害を熟知せしめ且つ同時に本病は不治の疾病に非ずして適當なる治療を行ふときは治愈すべきことを了解せしめ以て慰安を與ふると共に患者各自の自重心と公德心とに訴へ病毒散蔓の危險を諷からしむるに努力すべし。

結核豫防撲滅の大事業は政府當局者の劃策にのみ依頼すべきものに非ず一般人民が豫防の必要を認め進て其實行を助くるに非ざれば不可能なり此故に民心の嚮ふ所を指導して輿論を喚起するに勉め以て事業の完成を期すべきは亦民間に於ける此種團體の勉むべき事業に非ずや。

資金の豊富なる豫防協會に於ては相談所の設立の如き又適當の事業ならん。

(五) 濟生會のなすべき事業

由來結核は貧民病と謂へり富の程度が罹病率を左右するは歐米各國に於て齋しく承認せらるゝ事實なり然るに我國に在りては偶々上流社會に於て本病患者の多きことを見るが爲め動もすれば結核は富豪病なりとの謬見を一部の社會に生ぜしめんとせり然るに濟生會の救療事業開始せられし以來此の謬想は遺憾なく破壊せられたり即ち其救療を求むる貧民の大部分は結核患者ならざるなく而かも是等の家庭に在りては患者を別つべき室なきは勿論此危險なる患者と寢床を共にするの已むなき状態に在るを以て病毒は期せずして全家族を侵すに至り其蔓延寧ろ驚くべきものあり然らば濟生會としては斯かる患者の爲めに隔離すべき病室を建設し之を收容するは最も適當なる事業にして濟生の本義に副ふもの

と謂ふべし。

以上は結核豫防事業に就て關係團體の爲すべき要目を述べたるものなり要するに結核豫防の如き大事業は國家並地方公共團體に於て必要なる處置を講ずべきは勿論私設團體其他有力者相共に力を戮せ以て最善の方法を竭すに於て始めて能く其効果を收むるを得ん乎。

【第二】 肺結核豫防に關する件

(明治三十七年二月、内務省令第一號)

第一條 學校、病院、製造所、船舶發著待合所、劇場、寄席、旅店其他地方長官の指示する場所には適當箇數の唾壺を配置すべし

警察官署は前項配置の唾壺不適當なるか若くは其箇數充分ならずと認むるときは期間を定めて唾壺の變更を命じ若くは箇數を指示して之を増置せしむることを得

前項の唾壺には唾液の乾燥飛散を防ぐ爲め少量の消毒藥液又は水を入れ置き唾壺の唾液は第六條の方法に依り消毒するにあらざれば投棄すべからず

第二條 前條の場合に於ては何人と雖も唾壺以外に唾液を略出することを得ず

第三條 地方長官の指定したる鑛泉場、海水浴場、轉地療養所に於ける旅店は左に掲ぐる事項を遵守すべし

一 營業用に供する寢具は白布を被包すること

二 前號の白布及貸浴衣は使用者を更むる毎に洗濯すること

三 肺結核患者若くは其疑ある患者なることを知りたるときは其患者の居室は消毒するにあらざれば他人を宿泊せしめざることを

四 前號に掲ぐる患者の使用したる物品は消毒するにあらざれば他人に使用せしめざること

第四條 病院は左に掲ぐる事項を遵守すべし

一 肺結核患者と他の患者とを同室に收容せざることを

二 肺結核患者を入れたる病室には消毒するにあらざれば他の患者を收容せざることを

三 結核病毒に汚染し若くは汚染の疑ある物品は使用者を更むる毎に消毒すること

第五條 監獄、官公立の學校、病院、養育院、製造所、官設及私設の鐵道停車場、同客車に於ては其首長は本令の規定に準し相當の措置を爲すべし

第六條 消毒方法は明治三十年五月内務省令第十三條に依るべし但唾液を消毒するには石炭酸水(二十倍)(結晶石炭酸五分、鹽酸一分、水九十四分)を使用すべし

第七條 第一條第一項に違背して唾壺を配置せざる者、警察官署の指定したる期間に其命令を履行せざる者、同條第三項及第三條に違背したる者は拾圓以下の罰金に處す

第八條 第二條に違背したる者は壹圓九拾五錢以下の科料に處す

第九條 第四條に違背したる者は貳拾五圓以下の罰金に處す

附 則

第十條 第七條第九條の罰金は使用人其他の従業者の所爲と雖も之を其首長又は營業者に科す

法人の代表者又は其雇人其他の法人の業務に關し本令に違背したる場合に於ては本令に規定したる罰則は之を法人に適用す

法人を處罰すべき場合に於ては法人の代表者を以て被告人とす

第十一條 本令の規定は廳府縣令を以て肺結核豫防に關する規定を設くることを妨げず

第十二條 東京府に在りては地方長官の職務は警視總監之を行ふ

第十三條 本令は明治三十七年四月一日より施行す

【第三】 肺結核療養所の設置及國庫補助に關する件

(大正三年、法律第拾六號)

第一條 主務大臣は肺結核豫防上必要ありと認むるときは肺結核患者にして療養の途なき者を收容せしむる爲人口三十萬以上の市に對し療養所の設置を命ずることを得

國庫は勅令の定むる所に依り前項療養所に關し市の支出する經費の六分の一乃至二分の一を補助す

第二條 公共團體又は公益法人にして肺結核療養所を經營する者に對しては國庫は勅令の定むる所に

依り前條第二項の範圍内に於て其經費を補助することを得

第三條 肺結核療養所を設置したる公共團體にして本法の補助を受けたる者は他の公共團體の委託あるときは命令の定むる所により療養の途なき肺結核患者を其療養所に收容すべし

附 則

本法は大正四年四月一日より之を施行す

附 錄 終

大正三年十一月十五日印刷
大正三年十一月二十日發行

結核と社會問題與附

定價壹圓參拾錢

著作者

氏原佐藏

發行者

田中義一

印刷者

澤村則辰

印刷所

成章堂



發行所
發賣元

東京市小石川區
西丸町二十一番地
東京市本郷區
春木町三丁目三十二番地

醫海時報社
南江堂支店

同

東京市本郷區
龍岡町三十四番地

南山堂書店
振替貯金口座東京六三三八番

東京市本郷區湯島切通坂町	南江堂書店	大阪市心齋橋筋博勞町	丸善書店
同 日本橋區通三丁目	丸善書店	大阪市心齋橋筋一丁目	松村書店
同 神田區鍛冶町	朝香屋書店	大阪市西區羽子板橋	角屋書店
同 本郷區湯島切通坂町	金原書店	名古屋市本町三丁目	丸善書店
同 本郷區龍岡町	吐鳳堂書店	京都市三條通寺町	南江堂出張所
同 本郷區元富士町	文光堂書店	長崎市引地町	安中集榮堂
同 本郷區元富士町	豐文堂書店	熊本市新地二丁目	長崎次郎
同 本郷區龍岡町	朝陽堂書店	金澤市片町	宇都宮書店
同 本郷區湯島切通坂町	宮澤書店	岡山市上ノ町	渡邊宗次郎
同 本郷區春木町二丁目	半田屋書店	仙臺市新傳馬町	金榮堂書店
同 本郷區元富士町二番地	明文館書店	千葉縣千葉町	明文館支店
		東京市芝區愛宕町	明文館支店

賣 捌 書 肆

醫學博士 宮入慶之助先生譯編

醫海叢書
第壹編

自然科學

(全)
菊版頗美裝
紙數二七四頁
正價金壹圓貳拾錢
郵稅金拾錢

回顧すれば一千八百六十二年、自然科學の巨人ヘルムホルツ氏ハイデルベルヒ大學總長として就任の日、紀念すべき演壇に立ち、自然科學の學術全體に對する關係」と題して學生の心血を注ぎ哲學的思想と數學的自然科學の思想間に横はれる深濠上に架橋し之を調和せんと試みられし一大演説は實に萬世不磨の金言なりと謂ふべし。又近世に於ける自然科學の華はエーリッヒ氏の化學療法の上に開きたり、此美はしき誇りある華を見んとして氏が人知れず繰りし數十年内の心血は凝りて側鎖説を生み遂に「ヘモテラピー」に進むを得たるは學者としての名譽は不朽にして、即ち「ノーベル賞」を受するの光榮に浴したる所以なり。此の「細胞の分機能につきて」は實に其「ノーベル」講演なり。「大學の機能」なるウイリアム・ラムセエの一文は是ハ大學式場演説として大學を論ぜしもの傾聴すべきは多言を要せず。「ローベルト、コッホ先生」は宮入博士が絶代の自然科學の寵兒を憶ひ佛を永く後世に傳へんとて筆を執つて偉人の生涯を寫されしものにして、生氣ある筆致は巨人を紙上に活躍せしめずんば已まずして恰かも生けるコッホ先生を眼前に浮ばしむるが如き慨あり。嗚呼苟も身を醫簿に置き自然科學の思潮に捧ずもの誰か此偉大なる「インスピレーション」を受けざる、實に斯る思想を包藏するは本書也。

醫學博士 柴山五郎作先生著

醫海叢書
第貳編

日本傳染病小史
附十九世紀戰疫小史

(全)
菊版頗美裝
紙數一五八頁
正價金九拾錢
郵稅金六錢

先年柴山博士の訃傳はるや社會は如何なる辭を以て博士の靈を送りし、其學識と卓見に就ては改めて贅言せずと雖も、我邦の防疫行政は實に博士の力を俟たざる所少なく従つて日本傳染病史を書かんもの柴山博士を措て他に求むべからず、むべなり、ドレスデン市に萬國衛生博覽會あり、我邦も賛同するや、政府は傳染病史を出陳せんとし博士の手を煩はす所あり、本書の内容は即ち之を語るも

のにして我邦疫病史上一無二の經典なり、各病の歴史を述べ統計を説く又遺憾なし、附十九世紀戰疫史は諸外國の實例を挙げ傳染病が兵力を減ずること寧ろ敵軍よりも被害多きを説きしものにして獨特の筆鋒徹底せざる無し、本書は恐らくは博士生前に於ける著書として最後のものなるべし、故人を偲ぶ最良の思出たると共に唯一無二の我邦傳染病流行史として爲學者の熟讀に價すべし。

醫學博士 山田 弘倫 先生 著

醫海叢書
第參編
花柳病觀

(全) 菊版 頗美裝
紙數 一七八頁
正價 金九拾錢
郵稅 金六錢

著者山田博士が花柳病研究界に於ける「オーソリチー」たることは又多言せず、更に職を奉じて陸軍衛生の樞要地位にあり、壯丁及び是に關聯して其周圍に於ける花柳病蔓延の狀況に就て精細なる統計的智識を有するの士は恐らくは博士を措いて他に多く求むべからず加之官命を帯びて花柳病調査の爲め多年歐西各國を視察せられたり、此書は實に如上の該博識實なる實際的視察及研究の結果になりしものにして斯かる方面に於ける著書として曾て例類なき所なり、其内容に至りては「花柳病豫防法」に就て先述べ世界各國の現況を詳舉げ蔓延狀況の統計、並に豫防取締に關する各部の法規を掲げ、次で豫防法を論ずるに際し世界の趨勢と現に採りつゝある手段を詳述して餘す所なく更に進んで本邦に於ける花柳病蔓延狀況を説き遂に陸軍に於ける花柳病に及ぶ、而して我陸軍に於ける花柳病の消長及歐洲陸軍との比較により各師團に於ける花柳病蔓延狀況を明かにし、參考として世界の各陸軍國に於ける實數を示し、又花柳病の各病症例別を論じ之を各國と比較し、或は微毒 各師團に於ける關係を説明し、最後に明治四十年二月步兵第三聯隊新入營兵花柳病調査成績を添ゆ、再び言はん、邦文を以てせる著書中果して斯かるものを他に求め得べきや如何、若し夫れ歐米に於ける花柳界風俗等の記載に至りて趣味津津たらずんばあらず、花柳病講習會に於ては講義の筆記に代へて本書を推薦せしを以て見るも亦本書の價値は明白なるべし。吾人の敢て各位の坐右に薦めんとする所以也。

醫學博士 小川 劍三郎 先生 譯編

醫海叢書
第四編
醫術と迷信

(全) 菊版 頗美裝
紙數 四四〇頁
正價 金壹圓五拾錢
郵稅 內 金拾貳錢
清室朝樺 金拾六錢

凡そ如何なる業務に従事するも過去と現在を比較し且つ之によりて將來を推測するが如き一定の趣味を以て處するは吾人に最も必要なることなり、實際上吾人が親しく患者に交通する場合時に失笑を禁じ得ざる迷信の爲めに壓迫を蒙り不快に感ずる場合なきにしも

非ず、更に業餘靜に考ふる際古昔の醫家が醫術を行ふに際し因習の久しき迷信に提はれて手を下し得ざりし事實を追想すれば隔世の感も管ならざるなり、由來歴史を繙くほど興味あることは尠なく、又殊に古き歴史を語るほど神秘なるはなし、加之之風俗習慣を異にする歐洲の古事を聞くは吾人の外時伽嘶に耳を傾けし當時の愉快よりも好奇心をそゝるを覺ゆ。
小川博士の筆の豐曲にして光彩あるは喋々を要せず今此人によりて有名なマダヌス著醫術に於ける迷信、及び醫學と宗教の關係、ホーア著 古代の諸神及諸治療場なる醫史家の筆になれる名著が邦文化せられ、更に其他博士が該博なる智識より出でし幾多の材料綴綴美はしき、繪巻物の如からしめしは實に本書なり、而して醫術上に於ける迷信の定義を明かにし、或は哲學、宗教及自然科學等と醫術的迷信の關係を論じ、時に魔術者、僧侶、神官の内幕を暴露し、參籠、妖術の變遷並に惡魔を説き基督教の影響を舉げ、古代の神話的醫術を述べ「メソポタミヤ」族、前亞西亞、亞刺比亞、印度、日本、埃及、希臘、「エトロスケル」族、羅馬人、「ケルテン」族、日耳曼人等に就き神職の治療場及國民治療場の古事を語り、眞の病院の歴史として猶太人、希臘人、羅馬人及「ピツアンツ」人に就て談ずる所趣味津津として數千年前の天地に逍遙するが如き感あり。
若し夫れ吾人が祖先を知らず、邦國成立の古事を知らずとせば愚に非ずんば迂なり、醫師諸君にして自己に關係ある過去の變遷を未だ知らずとせば如何にかすべき、實に醫史を知るには二つの利益あり、一は素源的研究をなし新なる事實材料を得ること、二は既に發見せられたる多數を綜合して醫學の發達をなさしむ可き理法を案出し得ること、是なり、茲に吾社同人は第二の意味に於て敢て諸君の清覽を請はんとするものなり。

醫學博士 福原 義柄 先生 著

醫海叢書
第五編
疾病觀の變遷

(全) 菊版 頗美裝
紙數 一九四頁
正價 金壹圓
郵稅 內 金六錢
朝清臺樺 金八錢

凡て科學の眞味を味はんと欲するときは其の歴史に通曉せざるべからず、惟ふに醫學の深遠なる學理を修め、神聖なる司命の天職に身を委ぬるの士に於ては人文の發達と共に變遷し來れる歴史の一端に就て尠くとも科學的に批評し得べき一隻眼を備ふべき必要あるは勿論なり、如何となれば人世は吾人の一代に成りしものに非ずして、永き過去の階梯を有す、天空を摩して繁茂せる喬木を究めんには地下に猶ほ深き根底あるを忘るべからず、隆々たる現代の醫學を見て其榮えを誇り其精を謳はんには、之れ迄導き來りし道程を閑却する能はざるべし、著者が本書に於て疾病觀の變遷を説けるは此點に注意せるに外ならず、而て其内容を窺ふに醫學思想の變遷より液體病理觀、固體病理觀、物理的醫學及神經病理觀に到り、力學論、靈魂論、活力論、病原學實體學を経て細胞病理學に及ぶ、若し之れを通讀せば、凡そ成書記録の徵すべき範圍に於て如何に病理觀が變遷し來りしやを察するに難からず、附錄小傳は是等の思想を綴綴せる人物として重きを爲す人々を明かにしたるものなれば茲に初めて一巻の完結を告げたりと言ふべし、諸君學窓に在るの日病理學總論に於て疾病觀變遷の一部を學びたらん、されど諸君が現在の智識は果して夫れに満足を得つゝありとは信する能はず、恐く本書は諸君の期待に反かざるを思ふが故に敢て業餘の清覽を請はんと欲する所以也。

男爵佐藤進閣下題字
醫學博士佐藤恒二先生編

醫海叢書

第六編

和漢醫籍小觀

(全)

菊版願美裝
紙數二六〇餘頁
正價金壹圓貳拾錢

郵稅(內)地金十二錢
清朝鹽樺金十六錢

美術が規矩準繩のみを以て成らざると一般 吾人は條理辯論のみを以て立つ能はず、國政を料理する政を以て直ちに政治學者と稱す可からざると共に、能く疾病を治療する醫家を指して、呼ぶに醫人職工を以てするを許さず。然れども若し醫家にして、單に醫術には通ずるも、之に聯關する諸般の事物を知ること無からんか、醫人職工たらざらんとするも豈夫得可けんや。近世科學の進歩は各専門の學術に侵迫して、専門更に専門を生み、其附隨科目の繁劇なるが爲に、少壯醫家は醫學と社會との關係を獲得するに暇なくして、茫々たる世路に孤立する者多し。是等の士は或は醫學に於ては精を得たらんも、到底醫人職工たるを免るゝ能はず、世上往々現代醫家常識の缺陷を論難する者あるは畢竟之に由らんか。是に於て醫家に醫學以外の或物の修得を要とす、完全に原體を影取せる寫真か及ばざる繪畫に比して品位の劣れるは何が爲ぞ。著者佐藤博士は醫學界の名門にして、年齒猶少壯なるも、學と術とに於ては、既に巍然として一方に雄視さる、其兀々として日夜醫行卷裏にのみ没頭して亦他事なかるべしとは、豈唯吾人のみの推想ならんや、然れども博士は夙に漢學の造詣深く、藥性樞要の暇、漢醫書を繙きて讀一過するや、會心の事あれば之を抄録して既に數千紙に滿つ、本書載する所は、溫故知新あり、古名流の軼事あり、厭勝あり、怪妖あり、曝書瞥見あり、又語録を附して、風流韻士の爲に秘書人と爲す。固是醫家の慰藉の料とし且趣味の向上に資するものなれば、一も現時の醫理醫法に及ばず、努めて平易に斷片的に述説せるを以て、所謂三上に宜しき者、業間之を繙かば當に慰藉たるのみならず、醫學以外に於て醫家に必要なる醫學的常識を涵養するを得ん乎。

以上は既に噴々の好評を以つて迎へられつゝあるものにして第七編以下又順次刊行の運びとなり居れり。

發行元

發賣元

醫海時報社出版部

東京市本郷區春木町

南江堂支店

東京市本郷區龍岡町

南山堂書店

